

第19日目（9月23日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は、本日配付をいたしました議事日程第9号丸正のとおりといたします。

○議 長 日程第1……（「休憩動議」と叫ぶ者あり）

○議 長 ほかに賛同者がいますか。

〔「賛同します」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

〔午前9時37分〕

○議 長 日程第1、陳情第1号から日程第6、第85号議案までの6件を一括議題といたします。6件について総務文教委員長 岡村雅夫君の審査報告を求めます。

18番・岡村雅夫君。

○岡村総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を行います。審査の期日は平成28年9月9日金曜日でした。委員の出席状況は、7名全員であります。議長にも出席をいただいております。審査の結果について報告をいたします。

陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情、結果は不採択とすべきものということに決定いたしました。

陳情第2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情、結果は採択すべきものであります。

陳情第3号 南魚沼市所有の駐車場について、結果は不採択とすべきものとなりました。

第82号議案 南魚沼市モンスターパイプ条例の制定について、結果は原案可決であります。

第84号議案 南魚沼市税条例等の一部改正について、結果は原案可決であります。

第85号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、結果は原案可決であります。

最初に言えばよかったのですが、審査の内容については、担当する執行部の出席を求めて審査を行いました。若干の補足説明をさせていただきます。

日程第1の陳情第1号についてであります。委員からの質疑の中で意見でありましたのが、お金のかかる私立を選ぶのも自分がこれから向かう道に対してということ。そこそこの格差是正のための施策も取られている。また、公立高校のクラスが減っていく中で、やむを得ず

私立高校に行っている部分もあるが、公立高校のクラスを守るという部分でも、不採択とすべきであると。教育の均等と高校教育が、ほぼ 100%の進学率であるということを見ると、何らかの是正措置が必要と考える。そのような意見でありました。結果は不採択ということでありました。

次に陳情第 2 号については、質疑、意見等はございませんでした。全会一致でありました。

陳情第 3 号につきましては、いくつかの意見が出ております。個人で駐車場を借りて市役所に勤務している人も少なからずいる現状もある。6,000 円でいいとは思わないが、協議すべき内容だ。6,000 円とあるので不採択とし、市民からの声を聞いた上で行政がどう対応していくか考えるべき問題である。また、6,000 円の金額が適当か。よそとの比較の中で適当な金額というものがあると思う。今後の課題として考えるべきと思う。

討論の中では、本庁舎に限らずさまざまな市の施設で、職員の駐車料金を徴収している、県内でも我が市は先駆的である。いきなりこの 6,000 円という金額は適当でないという意見がありました。結果、賛成の起立はゼロでありまして、不採択になりました。

次の 82 号議案、モンスターパイプの条例についてであります。運営委員会というものの設置が欠けているのではないかという意見がありました。また、どれくらいの利用料金が、要するに経営上の分岐と考えているかというあたりの話がありまして、運営委員会というものについては、指定管理ということであえて運営委員会という言葉は入れていないという返答がありました。

市からの指定管理料これで不足の場合は、指定管理委託契約の中で支払いをしていくと。ある程度、指定管理者も収入がなければならないので、料金を設定したと。分岐点ということになって考えれば、1日 50 人弱、営業期間の稼働が 50 日程度で 2,500 人程度かという話でありました。地元との関係をきちんと保てというような意見がありまして、積極的にこれからも関係を築いていきたいということで、オール丸山、オール南魚沼で日本一のモンスターパイプにしていきたいというような回答がありました。大体以上のようなようです。

次の第 84 号議案については、質疑はありませんでした。

次の第 85 号議案についても、同じような状況でありました。以上です。

○議 長 6 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 日程第 4、第 82 号議案 モンスターパイプ条例の制定についてですけれども、F I S 国際スキー連盟のほうの施設規格表というものを改めて確認してみると、ハーフパイプに関するサイズや斜度、距離に関する規格は載っているのですが、「モンスターパイプ」という名称に関しては何一つ載っていないのが事実なのですね。モンスターパイプというのは、恐らく私たちが、モンスターパイプ、モンスターパイプと言い続けることで、習慣化されてついた名前の、いわゆる社会的にも通称名だと思うのですが、案外、社会的な通称名に対して登録商標を取っている方がいる可能性があるのです。この登録商標について何かこの審査のときに話題に上がったり、調べた経緯はありますでしょうか。

○議 長 委員長。

○岡村総務文教委員長 その件についての質疑はありませんでした。今後あらゆる形で関係を、要するに情報を交換していこうという話はありませんでしたが、それに限った話はありません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 平成 28 年陳情第 1 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔挙手あり〕

○議 長 反対者の討論を求めます。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私は委員会の結果に対して反対、すなわち原案に賛成の立場で討論に参加いたします。政府は従来までの経団連、いわゆる大企業に対しての賃上げ、これの要請に加えまして、来年度はその下請企業、零細企業に対しての賃上げにまで踏み込んで要請する、そのような方針を打ち出しました。また、アメリカでは今、大統領選挙がもう終盤に入っているわけですが、この白人労働者の相対的な経済力の低下、これが移民の増加であり、また自由化による職場の奪われであるという形で、トランプ氏が依然として有力な力を維持しております。

昨年からでありましょうか、フランスのトマ・ピケティという経済学者の書いた「21 世紀の資本」これが世界で非常に大きな反響を産み、また大ベストセラーになっているようがあります。要するに、持てるもの、預金であれ、株であれ、不動産であれ、そういう持てるものの資本の伸びが、なかなか経済成長とか賃金の伸びを上回り続けているものであるから、世界的にまた格差が広がってきていると、こういう趣旨の研究を 15 年間にわたり、過去 300 年の多くの国の税制、経済のあり方、これをつぶさに検討をして発表したこの本であります。

日本でもこの格差というものが広がりつつある。そういう発表がなされており、また現実を見た場合、学力あるいはまたその後の学歴というものが、所得によって左右され始めているという、そういうような懸念があります。現実を見た場合、私学に行く子女が基礎学力が足りなくて行く場合が、特にこういう地方の場合には多くみられるわけであります。またそれが今申し上げたように、その家庭の経済力に左右されるようであれば、これはまた大きな問題になるわけであります。

当然のことながら、高校を卒業してからの進路、賃金、生きる力、これがまた数十年後には国の地方の扶助費、生活関連そういう扶助費の増加にもつながりかねない。であるとするならば、ここで国のほうもそういう私学への助成、特にこの要請文にありますとおり全教員

に占める専任教員の割合は、公立高校が8割であるのに対して、私立の場合は6割にすぎない。こういう教育の根幹に関わるような、そういう経済的な面についても公費の投入が必要であり、また将来の日本を見据えた場合には有効であるというふうな、解釈を私はさせていただきました。

思い出すのは、札幌農学校のクラーク博士の功績であります。当時、明治の初期、没落士族の子どもたちが、辺境である北海道の農学校に送り込まれた。当然、荒れているわけでありまして、酒は飲む、けんかはする。その責任者として赴任されたクラーク博士は、生徒の目の前で自分が携えてきたバーボンの瓶を全てたたき割り——私もバーボンが大好きなんです、もったいない——そういう形で、「私も酒は飲まない。一緒にこの地で将来の日本をつくっていこう」と、そういうことを論しながら、わずか8か月の間に若者の生き方をがらりと変えてしまった。そんなような私立高校にもこれから国の助成があることによって、専任教師あるいは誇りを持てる教師が増えてくることを望みたいと思っています。

ちなみにこのクラーク博士のその8か月の間に、薫陶を受けて、同志社大学をつくった新島襄をはじめ、さまざまな若者が明治の日本を作りました。そんな日本に今、私どもは国費を割かなければならないのではないかと。そんなふうと考えてこの請願に賛成の議員の賛同、皆さんの賛同を期待するものであります。終わります。

○議 長 次に賛成者の発言を求めます。

25番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。では、平成28年陳情第1号ですね、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択、委員長報告のとおり不採択にすべきものということで、賛成の立場で討論に参加いたします。

今、前者からお話がありましたけれども、この私立高校に向かう、これが義務教育という形であれば、私はこれも認めるというところもひとつあるのかなという考えもあるのですが、まだ高等学校の教育については義務教育になっていないということでもあります。

そして、前者のお話にありました。この地域はなかなかその学力が伴わない子どもたちが、私立高校に行っているんだというお話がありましたけれども、まさに中学校、いわゆる義務教育のときにきちんと学んでおけば、高等学校いわゆる普通のといいますか、私立でない県立なり公立の学校に行ける学力がつくものと私は考えております。その中で、今そういったその時期までにきちんとした勉強、あるいは教育に向いていかなかった子どもたちが、高校に行ってそしてさらにこの助成金を受けて学んで、そこから私は一念発起してきちんとした学力、あるいは勉強に向かっていくと、なかなかこれは難しいんだろうなというふうに思っています。

そんな中で、この私学への公費の助成というのは、憲法にも触れるというような議論もございます。この辺については、国のほうで判断をしていただければいいと思うのですが、いずれにいたしましても私はこの私学については、そこそこ現状でもきちんとした助成がありますし、これ以上の助成を求めるという今は時期ではないというふうに考えまして、

委員長報告のとおり、これは不採択とするべきものということで、委員会の報告について賛成の立場で討論に参加をいたしました。多くの議員諸兄の賛同を求めるものであります。

○議 長 次に反対者の発言を求めます。

24番・関 常幸君。

○関 常幸君 おはようございます。子どもたちの教育の問題は、これからの市、国の発展のためにも大事な問題であります。私は私立高校に学ぼうが、公立高校に学ぼうが、そこに学ぶ子どもたちのために負担になってはいけないと思います。その負担というのは、金銭的な負担もあるでしょう。そして、入ってからの教育力の質も下がってはいけないと思います。やはりそういう意味で、今、言われていますように、もう少しやはり私立高校に対してもしっかりとした負担、国からの助成は、私は当然だというふうにごう思っております。

ぜひ、議員の皆さんの賛同をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 次に賛成者の発言を求めます。

1番・永井拓三君。

○永井拓三君 陳情第1号 「学費と教育の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情、不採択とすべきものについて、賛成の立場で討論いたします。

端的に申し上げて、学童、生徒はしっかりと勉学に励んでほしいということ、まず、最初に言いたいです。それでは義務教育についてです。義務教育とは皆さんも当然ご承知と思いますが、保護者が子どもに教育を受けさせる義務のことです。言いかえれば、子どもが教育を受ける権利を持っているということです。ただし、その期間は中等教育までであり、高等教育は現在その範囲外です。

では、その先の進学についてです。進学とはその言葉があらわすように、みずからが進んで学ぶということです。つまり、進学に関する選択肢は多くあり、その一部が私立高等学校なのです。経済的に余裕があり、高い教育を受けるために私立に通うということに関しては、何も議論する必要はありません。また、本当であれば理想の教育を受ける場として私立に通いたいという思いがあっても、経済的なことがあるのでかなわないというために、公立の同レベルの高校へ、しっかりと勉学をし、進学をするというケースもよくある話です。

その反対はいかがでしょう。経済や学力に問題があり、進学をあきらめるというケースです。この場合、少なくとも社会に出て働き、学生とは別の道を歩むケースが考えられます。

では、経済的な差が理由で塾などに行くことができず、それでも進学したいというパターンはいかがでしょう。公立高校への入学がかなわず、それでも進学をしたい。その場合に私立高校という選択肢は少なからずあるでしょう。しかしながら、改めて高等学校への進学は義務教育外である。つまり、これを許せば、大学進学に対しても私学助成をしなくてはならない。論理が破綻していきます。前述のとおり、勉学に励む機会には誰にでも平等に与えられており、それは同じく義務教育を受けていればかなう、そのような機会はたくさんあるということは明白です。

公平な機会を与えているのであれば、生まれた経済格差を何で埋めるかということが重要です。税金でそれを埋める場合、前述の進学をあきらめた少年たちから少なからず納められた税金を使用する点に、大きな矛盾が生じます。その点が解決されない以上、公平に与えられた機会を逃さずに、勉学に励むことが一番の解決策だと考えます。

南魚沼市は夏には蛍が飛び、寒くなれば雪が降る。まさに蛍雪の功を実践するには最適な地です。与えられた時間は24時間、同じ教科書、同じ授業時間、それを怠けることなくしっかりと向き合えば、経済的な格差は関係ない。ゆえに賛成の立場を取ります。皆様からのご理解を、そして賛同を求めます。

○議 長 次に反対者の発言を求めます。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成28年陳情第1号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

ちょっとそのままお待ちください。不採択に賛成です。委員長の報告のとおり、不採択に賛成の諸君の起立です。

〔賛成者起立〕

起立少数のため、平成28年陳情第1号は、原案のとおり採択と決定をいたしました。

○議 長 平成28年陳情第2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成28年陳情第2号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成28年陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

○議 長 平成28年陳情第3号 南魚沼市所有の駐車場についてに対する討論を行

います。まず、最初に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 28 年陳情第 3 号南魚沼市所有の駐車場について、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 28 年陳情第 3 号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第 82 号議案 南魚沼市モンスターパイプ条例の制定についてに対する討論を行います。

最初に反対者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 82 号議案 南魚沼市モンスターパイプ条例の制定について、委員会の報告に反対、原案についても反対の立場で討論に参加するものであります。この施設については、圧雪車購入のときにも申しました。こういう負担の大きいものは、市ではなく県営、もしくは国営でやるべきだというふうに考えております。さらにまた市が頼りとしておりました泉田知事、次期知事選には出馬をしないということがはっきりしました。県の支援の形が、我々が考えているようにいくのか。本当に決まっているのかというところが、確定をしていないわけであります。

そして、最も大切な部分は、この施設がアスリートのためなののでしょうか。ジュニアの育成、これが至上課題だったのではありませんか。ジュニアの指導体制がまだ全く確立もされていない、そういう中でこういう施設を指定管理にするということはいかなるものかとあります。また、こういう施設は民間が運営しているものであります。そういうものを公が指定管理として運営をしていこうというのは、恐らく全国で初めてであると思います。

この条例案の中には、料金収入というものも入っているわけであります。そしてまた、日の出から午後 10 時までと時間も出ている。こういうような施設、お金を取れば今度はそこで発生するもろもろのことについて、市が責任を負わなければならないと、そういう事態が発生をいたします。地元の方たちとどこまで協議をなされ、本当にこういう施設が、市が指定管理としてやっていけるような施設であるのかどうか。私はその辺の議論がまだまだ煮詰まっていないというふうに思っていました。

したがって、こういう条例については時期尚早である。もっと議論を深めて本当に子

どもたちのために、この子どもたちが東京オリンピックでゴールドメダルを取るというところまでいく、そういう体制づくりができてから、こういう施設については整備を行う。そして、指定管理でも何でもいい、市が公金を出していくという形になるべきものだと思っておりますので、まだまだこういう条例制定は早いということで、反対をいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、日程第4、第82号議案について賛成の立場で討論をさせていただきます。それこそ小野塚彩那さん、そして平野歩夢君がオリンピックでメダルを取って、非常に日本中が沸いたことだと思います。誰も——私はできればとれるんじゃないかなと、彩那さんについては思っていました。そして、平野歩夢君に関しては、まさかとるなんていうのは、私は全然もう思っていなかったんですけど、本当にあのときの感動というか何ていうか、うちの子どももこういうふう——後から特集とかすごくあったわけです。

山の中でお父さんとかとも私は仲良くなったんですけど、毎週のように例えばスケボーであれば、大阪まで一番最初、連れて行っていた。あと、山形のほうにボードは連れて行っていたとか、本当それは大変な努力だったと思います。だからなんだということではありませんけれども、やっぱり環境が人を育てるとかそういう点は、私はあると思います。

じゃあ、大原運動公園はどうなんだ。私は今テニス。一番最初テニスがすごく、いいのができました。それによって大勢の子どもたちが合宿ですごく来るようになりました。それに合宿やテニスの大会に影響されて、またうちの市内の子どもたちや大勢の方が利用するようになりました。それと同じように、サッカーだってそうです。野球だってそうです。いろいろなことで私は感動を与えているというふうな思いがありますし、環境が人を育てるといったことがあります。

そして、ジャンプ台はどうでしょうか。ジャンプ台だって高梨さんとか、こちらのほうにも市のほうにも2つのジャンプ台があります。それであっても、じゃあジャンプ台はよくてハーフパイプはだめなのかとか、私は先ほど討論を反対した方の意見がちょっとわかりません。私はこの施設というのは、日本を象徴する、そして新潟を象徴する、雪国のいい施設になっていくというふうな思いが非常にあると思います。ぜひとも皆さんから全員賛成になって賛同をいただきまして、新しい門出というか、新しい旅立ち、希望のスキースポーツの振興、この一步を踏み出すために、全員賛成でよろしくお願いします。以上になります。よろしくお願いします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。第 82 号議案 南魚沼市モンスターパイプ条例の制定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 82 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 第 84 号議案 南魚沼市税条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 84 号議案 南魚沼市税条例等の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 85 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部化を改正する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 85 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、請願第 2 号から日程第 11、第 95 号議案までの 5 件を一括議題といたします。5 件について産業建設委員長 鈴木一君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会に付託された事件の審査結果を、次のとおり決定しましたので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

日程につきましては、平成 28 年 9 月 8 日、委員につきまして 6 名出席、1 名欠席。議長からも出席をいただきました。請願 1 件、議案 2 件、特別会計決算認定 2 件です。

それでは、請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願について、紹介議員の牧野議員より説明を受けた後、質疑に入り、2件質疑がありました。主なものは、農業団体からは声が出なかったのかという質問に対しまして、農業団体は独自路線で活動をしているという答弁がありました。討論はなく採決の結果、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

第81号議案 南魚沼市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、執行部からの補足説明はなく、質疑に入り、4件の質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきと決定いたしました。

第83号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、執行部より補足説明の後、質疑に入り、1件の質疑がありました。推進委員の報酬は、他自治体も総会への出席がないことを基準としているか。答弁は、現在把握しているのは日当分を減額する自治体が多いということです。討論はなく採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

第94号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、執行部より決算資料に基づき説明を受けた後、質疑に入り、7件の質疑がありました。主な質疑は、企業会計化に向けて作成されている資産台帳についての取り組みは、決算書のどこに記載があるのか。各種業務委託料174万円が公共下水道の資産台帳に係る金額である。その中で58万円が農業集落排水のものであるという答弁がありました。討論はなく採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に第95号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、執行部より平成27年度水道事業会計決算資料に基づき説明を受けた後、質疑に入り、7件の質疑がありました。主な質疑として、平成26年度決算の時点で未収金が1億円を超過した。平成26年度以前の未収金が5,000万円減少している。債権放棄や不納欠損により減少したのかという問いに対しまして、大口の債権放棄はしていない。未収金の減少は料金センターの効果と考える。4,000万円ほど未収金が減少したという答弁がありました。討論はなく採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設委員会に付託された案件の審査報告を終わります。

○議 長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 28 年請願第 2 号 免税軽油制度の継続を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第 2 号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議 長 第 81 号議案 南魚沼市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 81 号議案 南魚沼市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 83 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 83 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 94 号議案 平成 27 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 平成 27 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 95 号議案 平成 27 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

最初に決算認定に反対者の発言を許します。

3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 おはようございます。第 95 号議案 平成 27 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。これまで市が消費税増税後も料金を維持してきたこと、福祉減免制度については評価をいたします。しかし、市の水道料金は高く、暮らし応援へ大幅な引き下げを要求いたします。

新しく徴収等業務の民間委託が進められます。検針手数料の引き下げを心配している方もいますが、官製ワーキングプアにはなってはなりません。新年度予算は給水収益 15 億 6,000 万円、元利償還金 15 億 9,800 万円、平成 26 年度末、起債残高見込みは 126 億円で、一向に改善されておられません。浄水場の縮小、廃止の検討をさらに進めて、緊急水源を本水源として常用できるか検討していくとの説明がありましたが、それは 40 年来続いた水道事業の破綻を意味するものと考えます。

今後の計画に当たっては、総括を踏まえしっかりした今後の計画を立て、市民への理解を得ながら進めていくべきと考えるものです。その際、水道料金の大幅引き下げを視野に入れた計画は、当然のことです。更新された管路、各地につくられた配水池をしっかりと維持管理を行い、エリアごとの配水を基軸に、安全な水を安定的に供給していく体制を整えていくことを 1 つの方法として提案いたします。あくまでも行政の責任で進めていくべきと考えるものです。以上、反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

2 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。それでは、南魚みらいクラブを代表いたしまして、第 95 号議案 平成 27 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。私たちが暮らすこの南魚沼市では、蛇口をひねれば当たり前のように水が出てきます。ふだん、ごく普通のことだと思って生活しております。

世界を見ますと、アフリカ、エチオピアのある村では、女性が子どものころから午前 4 時、星明かりだけを頼りに片道約 50 分、岩だらけの斜面を駆けおり、川辺に水をくみにいきます。毎日 3 回この水くみを繰り返さなければならず、結局、学校にも通えなくなるそうです。そして、その村のある女性は生まれてから 25 年間ほぼ毎日、重さ 23 キロのポリタンクを背負い、この水くみを続けているそうです。南魚沼市に暮らす私は、水に対するありがたみを改

めて実感するところであります。

平成 27 年度の南魚沼市は、水道事業に求められる安全、安心、強靱で持続可能な水道を進め、新水道ビジョンの事業計画を基本に置き、アセットマネジメントにより将来の更新事業費の財源確保は困難であるということから、最小限の経費で施設の延命化を図りつつ、将来的には浄水場廃止、地域別配水方式への検討をしているということで、資産管理にも力を入れてきております。

また、畔地浄水場内に深井戸の水源を確保し、災害時にも安定した給水が確保できるよう、緊急水源の確保に努めてきました。業務関係におきましても、8月から上下水道料金センターを開設して、上下水道料金の徴収を民間に委託し、窓口業務の時間延長や日曜日営業による市民サービス向上、職員の削減など積極的な経費削減の姿勢がうかがえます。

経営状況につきましては、給水人口の減少や市民、事業所の節水努力等により、有収水量の減少が進む中、収益的収支では収入 20 億 9,777 万円に対し、支出 19 億 6,227 万円で、1 億 3,550 万円の純利益となりました。以上のことから、企業努力に努められた決算と考え、平成 27 年度南魚沼市水道事業会計決算認定に、賛成の討論とさせていただきます。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚政策研究会を代表して、平成 27 年度南魚沼市水道事業会計決算に、賛成の立場で討論に参加いたします。水道はライフラインそのものです。現代社会において水道とはまるで空気のような存在であること、そのありがたみを感じることは災害時などのライフラインの切断を経験しないとすることはできません。

私は山岳地での経験を踏まえると、蛇口をひねれば水が出てくるという生活は、何と便利なことかと常日ごろ感じているところです。それに対して、費用についても現段階で我が市は水道料金が高いことは認めざるを得ません。ただし、その水道が使えなくなることを考えたのであれば、現段階でのこの水道予算に対しては、費用の値上げ等を抑える努力をすることが感じ取れます。また、今後の展開も含め近い将来、上水道のあり方を水道ビジョンに明記してあるとおり、深井戸を掘り費用の削減を選択肢に入れるなど、市民の生活をいかに守り、豊かにしていくかを考える姿勢を見て取ることができます。畔地浄水場の今後のあり方も含め、検討を進めることが期待されます。

改めて現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道水の確保などを考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出を抑えるための調査、修繕を行うことも求められます。

このようなことを複合的に考えるのであれば、平成 27 年度の水道事業会計決算は、おおむね評価に値します。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよ

いものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第95号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で新生市民クラブを代表して討論に参加するのであります。先ほどの反対者の中で、消費税引き上げでも料金を上げなかった。また、高齢者世帯の福祉減免、これは評価する。我が会派も全く同じでありました。ただ、3点ほど述べられた中でも、水道料の大幅な引き下げを、まず第1に反対者は述べられました。気持ちは全く同じであります。

しかしながら、今現在、水道事業106億円という負債を抱え、その返済にきゅうきゅうとしている状態であります。この部分をどう解消して、新たなアセットメントによる水道事業の展開の中で、大幅な引き下げが果たして可能なかどうか。はなから無理だと言っているわけではありませんけれども、その中でも先ほど反対者が管路の管理、安全な水の提供には行政の責任でという発言がありました。恐らくPFIであったり、DBOであったりという部分に対しての危惧でありましょう。しかしながら、水道事業というものは、本来は安心・安全な水の提供であって、この部分をおろそかにした事業が、公であれ、民間であれ、そういう事業が続くはずがないわけであります。

ではいかにしてこの経費を削減しながら、40年、60年、80年、100年と続くこの水道事業をどうやって管理運営していくのかということは、官民の知恵の総まとめをしてやっていかなければならないのであらうと思っております。平成27年度を見ても、特に管渠、老朽化ですね。老朽化の水道管の交換、非常に厳しい資金繰りの中でもよくやったなど評価しております。ただ、我が会派としては、この今、行われておりますアセットメントの中で、果たして畔地の浄水場を廃止して、個別配水計画この部分で設備投資だけではなく、40年間の営業と維持管理と全体像を考えたときに、果たしてどうなのかという数値がまだまだ議会には示されていないわけであります。

はたまた2市1町の定住自立圏の中で、広域という考え方の中で、どのようにしてこの経費というのが削減ができるのだろうか。このことがまだまだ議論をされていないということは、今後、担当課のほうできちんとこの部分をもんでいただきたいと思います。平成27年度、有収率78%でありました。また、施設の利用率30%台です、いまだに。最高でも40%を超えない。こういう過大な設備を持ちながらも、何とか運営をしているという水道事業に対しては評価をするものであります。多くの議員の皆さんの賛同を得ることを期待して賛成討論を終わります。

○議長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。

第 95 号議案平成 27 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 95 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 11 時ちょうどといたします。

〔午前 10 時 41 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前 11 時 00 分〕

○議 長 日程第 12、第 86 号議案から日程第 17、第 96 号議案までの 6 件を一括議題といたします。6 件について、社会厚生副委員長 寺口友彦君の審査報告を求めます。

16 番・寺口友彦君。

○寺口社会厚生副委員長 それでは社会厚生委員会に付託されました案件についての報告を行います。審査の状況であります。期日、平成 28 年 9 月 7 日水曜日。委員の出席 7 名、1 名欠席でありました。議長からも出席いただきました。審査の内容は執行部の出席を求め審査を行いましたが、病院事業管理者並びに病院看護部長については公務のため欠席でありました。

なお、今回の報告については、本来、委員長が行うべきところではありますが、9 月 7 日、委員長は病気療養のために欠席ということでありましたので、今回は副委員長が行います。

まず、第 86 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてであります。本会議における提案理由のほかに、補足説明はありませんでした。3 名の委員から質疑があり、主な質疑は取水許可でのデメリットはどうかなどでありました。討論はありませんでした。全会一致で原案可決でありました。

第 90 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。歳入歳出決算資料に基づく説明の後、決算書事項別明細書の説明がありました。延べ 10 人から質疑がありました。主なものは保険税負担の重圧感が大きいのではないか。資格証の考え方は。滞納差し押さえの考え方は。健診受診率の向上は。人間ドックの補助金は。健康推進事業はどうであった。国保運営協議会の声はどうか。レセプト点検はどうか。高額医療の自己負担はどうか。ジェネリック薬品はどうであると。1 人当たりの給付額と保険税はどうであった。国保データベースシステムはどうであった。人件費はどうであった、などでありました。その後、討論を行い、反対討論が 1、賛成討論はありませんでした。起立による採決の結果、賛成多数で認定と可決をいたしました。

第 91 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。決算書事項別明細書の説明があり、延べ 2 名の委員が質疑を行っております。主な質疑は、保険料軽減は。人件費明細はどうかなどでありました。その後、討論を行い、反対討論は 1、賛成討論はありませんでした。起立による採決の結果、賛成多数で認定となりました。

次に第 92 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。当日配付の資料に基づく説明の後、決算書事項別明細書の説明がありました。質疑者は延べ 10 名でありました。主な質疑は、滞納整理はどうか。困窮者の保険料軽減はどうか。介護施設運営の現状はどうか。人材確保はどうか。認定者の変動はどうか。保険制度に不安があり、滞納をしている場合の対応はどうか。特養の待機者はどうか。在宅福祉用具、在宅改修の自己負担はどうであった。レセプトの点検はどうであった。他県への流出はどうであった。認知症の実態。限度額に対する支出。複合サービス。日常生活総合支援事業などでありました。討論を行い、反対討論 1、賛成討論はありませんでした。起立による採決の結果、賛成多数で認定と可決しました。

第 93 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。決算書事項別明細書の説明がありました。質疑者は延べ 3 名。主な質疑は、診療収入減少はどうであったか。入院希望はどうであった。外来実績はどうか。採算ラインはどうか、などでありました。討論はありませんでした。全会一致で認定と決しました。

第 96 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。決算書事項別明細書の説明がありました。質疑は延べ 10 人でありました。主な質疑は、雑収入は何か。市内業者への発注は。累積赤字は。借入金は。一時借入金はどうか。人件費割合。電子カルテのメリット。大和病院の診療時間延長。新病院の課題は何か。小出病院の情報はあるか。医療過誤。看護師不足。駐車場料金。市民バス利用者の声。基幹病院との紹介、逆紹介はどうであった。回復リハビリ、などでありました。討論はありませんでした。全会一致で認定と決しました。以上であります。

○議 長 6 件を一括して、副委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 86 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 86 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部

改正について、本案に対する副委員長の報告は原案可決です。副委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 90 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まずは原案認定に反対者の発言を許します。

3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 90 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。国保世帯を取り巻く経済状況はどうでしょうか。先ごろ発表された経済指標、完全失業率、有効求人倍率は改善しましたが、しかし、好調にみえる雇用の中身を見ると、正規雇用の職員、従業員は、1 年前に比べて 21 万人増えたのに対して、非正規雇用の職員従業員は 69 万人と増えております。その結果、役員を除く雇用者数に占める非正規の割合は 4 割近くに上っているわけであります。

このように非正規雇用がどんどん増える中で、今後、国保の運営はますます厳しい状況が予想されます。高い国保料になる理由の第 1 は、加入者には医療を必要とする高齢者が多いことです。第 2 は、国保は必要な医療を加入者に割り振る仕組みのため、支払えるかどうかの視点が欠落しているということです。第 3 は、主な原因は、国からの国庫負担の削減であります。1984 年から半分になりました。国の負担を減らした分は、国保加入者と自治体に転嫁される構造が長期にわたって継続されてきたわけであります。

こういう状況のために市は、これまで一般会計からの繰り入れを行い、負担軽減を行ってまいりましたが、その到達は不十分と言わなければなりません。国が社会保障を抑制路線に走る中、自治体が暮らしの防波堤の役割を果たし、負担能力の低い国保加入者の医療を受ける権利、健康になる権利を保障しなければならないと考えます。一般会計からの繰り入れを大きく増やして、国保税大幅引き下げを求めまして反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。それでは、第 90 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。国民健康保険制度につきましては、国民相互扶助のもと、国民皆保険の根幹となる制度であり、この制度の加入者が退職者や自営者の方など、被用者保険に加入していない方々が加入するものであります。その意味では命のとりでといわれる制度であります。その一方で、国民健康保険の加入者の年齢構成が高くなってきたこと。所得水準が低い。保険料負担が重い。あるいは保険者である市町村の財政力等によって格差があるなど、制度を維持していくのは大変困難な状況と考えます。

平成 27 年度の決算状況を見たとき、被保険者数は減少し、1 万 4,785 人で前年度より 771 人、5%の減となっています。結果、診療給付額は前年より 8,954 円、4.4%の増であります。

そういった困難な状況の中、この制度の中でいかに市民の負担を低くして、健康を守っていくかが求められる中、一般会計よりの繰入金等により負担軽減に努力をしております。また、特定健診に 3,577 万円、人間ドック助成事業に 1,777 万円など病気の早期発見や健康づくりにも努めた点は評価できます。市民が国保税を少しでも安く、誰でもが安心して医療にかかれることは、誰もが望むことではありますが、反対者の、ただ保険料を下げることだけを求めることには、疑問を感じます。

確かに 50 年という国保の歴史の中では、現状にそぐわない部分や問題点が多々ありますが、基幹病院を核にした地域医療の早期のフル稼働や、メディカルタウン構想の実現により、生涯にわたり健康、医療、福祉の充実を図っていかなければなりません。井口市長が種をまいて芽が出てきた地方創生関連事業の南魚沼版 C C R C 構想、グローバル I T パークにも、次期新市長にこの土台を託し、積極的に取り組んでいくことが、雇用の拡大、人口増加などにつながり、結果として国民健康保険の問題等にもつながるものと期待いたします。

最後になりますが、現行制度の中で我が市が被保険者の命と健康を守り運営していくために、被保険者の負担軽減に努めました平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定を評価いたしまして、賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 第 90 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚政策研究会を代表して原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計の決算額は、申すまでもなく歳入総額で 65 億 2,842 万円、歳出総額 64 億 9,665 万円で、実質収支額は 3,177 万円の黒字決算でありました。この国保の不納欠損額を見ますと、2,460 万円、前年度比 2,357 万円、8.9%の減となっております。また、収納率を見ても 81.8%と前年比で 1.3%の上昇をしております。被保険者数を見ますと、1 万 4,785 人で前年度より 771 人、5%減となっております。

年々、高齢者の占める割合が大きくなっておりまして、その結果、1 人当たりの療養給付費は 21 万 836 円と前年度に比べて 8,954 円、4.4%の増となっております。保険給付費全体を見ても、1 人当たり 11.8%の増となっております。そうした中で、保険税を据え置き、負担の軽減に努力していることを、私は評価したいと思っております。

内容を見ますと、歳入では前期高齢者交付金が予定よりも上回りまして、10 億 4,869 万円となったことが私は大きいことだと思っております。また、保険財政共同安定化事業交付金がここで 1 人 30 万円から 1 円以上になったということは、制度として私はありがたいことだと思っております。と同時に、65 歳から 74 歳までの前期高齢者交付金が多くなったということは、今後、医療費は増えることも予測されるわけでありまして。今後さらに高齢者の割合が高くなり、また、私たちこの地域の地域医療の環境整備が整ったことで、さらに今後は医

療費が増えるとも予測されるわけであります。

平成 30 年に向かいます、財政の運営の主体が県に移るわけであります。その中に、保険者努力支援制度の導入を考えております。すなわち、この保険活動や後発医薬品への転換など、医療費適正化の指標も算定して、その努力の成果が保険税の設定に組み入れられるということになります。市民の保険料を軽減するためにも、市民の健康を守るためにも、さらに予防医療、予防介護に行政一丸となって取り組むことが強く求められるわけであります。

データヘルス、またレセプトの強化とともに、具体的な取り組みが求められております。健康マイレージ、ヘルスケアポイントの推進、かかりつけ医、またかかりつけ薬局の推進、ジェネリック医薬品の促進等々、日ごろの健康管理や生活習慣病の予防など、市民が主体的に取り組む健康増進に積極的に支援する、またできる体制なども強く求められる。また、それとともに、やはり世界に誇る国民健康保険制度は、市民のセーフティネットとしてこの制度を守っていただきたいと強く念ずる一人であります。

第 90 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計につきましては、私は今までの部分を鑑み、法の精神にのっとり適切に執行されてきたものと考え、決算認定に賛成するものとしたします。以上、多くの皆様の賛同を期待いたします。以上でございます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は新生市民クラブを代表いたしまして、第 90 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。詳細な部分は前者 2 名の方が述べましたので、そのだぶる部分は省略をさせていただきたいと思ひまして、違う観点から賛成の討論に参加をさせていただきたいというふうに思ひます。

反対者の言うように、高齢化が進む中でとりわけ国保加入者は、退職者、年金生活者、自営者が多くて、そして先ほど話がありましたように、さらに解雇されたり、非正規職員になって国民健康保険に移るといふ方も多いわけでありますので、国保加入者の現状は厳しいぞと、税負担は限界だということは、私もわからないことはないわけであります。

国保会計の決算審議の大綱質疑で、私も不納欠損処理とさらに残る滞納額の関係から、市民の国保税の負担は限界に近いのではないかというような意味の質疑もいたしました。今回の質疑も含めて、過去からの答弁から、市もその辺は認識しているようであります。ですが、何度も言っていることでもありますし、反対者も承知であります、国保会計は目的税でありますので、当然、受益者である被保険者の範囲で、歳入歳出が完結すべきであるという基本に立っています。

しかし、そうは言ってもいられないぐらいの大変な状態だという認識の中で、そういう認識の中で国保運営協議会の答申を受けて、法定外繰入や支払準備基金の取り崩しなどを行い

ながら、したがって支払準備基金の残額は多分 320 万円ぐらいしかなくなっていると思うんですけれども、多分きっとそうだと思います。そういう努力をして国保税値上げを抑え、平成 23 年度から現行税率が据え置かれていることは、監査委員の決算監査意見での報告にもありましたので、反対者も当然、承知をしていることと思います。

しかし、さらに一般会計から繰り入れて、国保税の負担を軽減すべきだということですが、これもいつも言っていることでありますけれども、国保加入者の割合等から考えれば、全市民の税金からなる一般会計から無制限に繰り入れることは難しいというか、むしろそれは適当でないという意見、見方もあるわけであります。堂々巡りになりますけれども、だがしかし、国民健康保険税は国民皆保険制度を支える基盤の部分を担当しているわけですので、先ほども話がありましたけれども病気になったとき、誰もが安心して医療にかかれるために、できるだけ税負担を抑える努力をしてもらわなければならないというふうになるわけですが、私もそうは思っております。

この点、反対者もごらんになったかもしれませんが、ことしの 4 月 6 日の新潟日報に——これですけれども、県の 2015 年分の国保調整交付金の交付額が決まったという記事がありました。これは全 30 種の生活習慣病、ガン、自殺予防など 8 項目 200 点で、市町村の健康づくりの取り組みを県が評価して配分するんだそうでありますけれども、南魚沼市は 176 点で 6 位でありました。もちろん、評価が高いほうから 6 位でありました。したがって、医療費を抑え、国保税を上げない努力も大いにしているわけでありまして、県やその他からもそういう評価を受けているということでもあります。

この評価で一番よかったのは津南町でありました。先ほども話が出ましたが、年度がちょっとずれるかもしれませんが、当市におきましても先ほど話がありました、データヘルス計画に基づいて、さらにこの部分に力を入れていくわけであります。私も国保加入者でありますので、国保税が安いほうがいいと思っておりますけれども、平成 27 年度のこれらの取り組みや今後の計画、方針を評価しまして、また、今後のことではありますが、財政状況は国保会計も一般会計も厳しい中でありまして、けれども、国保が県に移管になるまでは、何とか答申を尊重して、上げなければならない場合でも、そういう場合でも 5%以内という線は守るといふ今までの答弁も重要な判断材料にさせてもらって、賛成の討論としたいというふうに思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する副委員長報告は認定です。第 90 号議案 平

成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 90 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 91 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

最初に、原案認定に反対者の発言を許します。

3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 91 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。

制度発足から 8 年目、戦前戦後、あの困難で大変な時代をくぐり抜けた、そして今の日本をつくってきた方々を、年齢で医療を差別するこの医療制度は、許せません。安倍政権は社会保障費の自然増を抑え込むために、来春 2017 年 4 月から低所得者の保険料を最大 9 割軽減している特例軽減を、段階的廃止をしようとしております。特例に充てられている国費は 945 億円です。このことによって、全国では 75 歳以上の方の約 6 割の方々の保険料が、2 倍から 10 倍に跳ね上がる事態が起こります。

例えば後期高齢者になるまで健康保険や共済の扶養家族だった場合、軽減が 9 割から 5 割になる人の保険料は 5 倍化になります。さらに 3 年目から全額負担となり、保険料は 10 倍以上に。今払っている保険料が、3,000 円の方が何と 3 万円になるケースが現実にかかるわけであり、大変なことであります。

こうした改悪は受診抑制を招き、重篤化の危険とそれによる医療費が増えるという悪循環を生み出すだけでございます。問題だらけのこの差別制度は廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきと考えるわけであり、市がお年寄りいじめのこの悪政の防波堤となって、繰入金を増やし高齢者が安心して医療にかかれるよう、負担軽減を求めまして、反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する副委員長報告は認定です。

第 91 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 91 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長 長 第 92 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まずは原案認定に反対者の発言を許します。

3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 92 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。介護保険発足から 16 年、当初 2,000 円だった介護保険料は、いまや 5,000 円代。負担ばかり増え、いざ必要なときに使えない公的保険として、その存在そのものが問われる事態です。8 月 31 日に開かれた社会保障審議会介護保険部会、厚生労働省の部会ですが、40 歳以上となっている保険料の支払い年齢を引き下げることが提起され、委員から子育て世代の新たな負担増は納得が得られないとの反対意見が相次ぎました。

さらに厚生労働省からは高齢化に伴う介護費用の増加、被保険者の増加を理由に、65 歳以上の保険料を、2025 年度には 8,000 円を超えるという説明がありましたが、とんでもない負担増になります。介護の質を支える介護報酬の引き下げは、職員の労働条件を悪化させ、それは人材不足を招くという悪循環に陥っております。社会保障削減路線から拡充、充実へ転換が必要です。

社会保障の財源は、消費税に頼らない別の道を私たちは示しています。2015 年度の大企業の内部留保は、前年度を 13.5 兆円上回る 313 兆円で史上最高額を更新しました。政府が進めている大企業への法人税減税をやめて、大企業富裕層への応分の負担を求めていくことで、将来の社会保障の財源は生み出せると考えるわけであります。

安心できる介護保険制度を目指し、国の姿勢を転換し、国負担分の今の 25%から 35%に増やしていく方向こそが、抜本的方策と考えるものです。こういう展望を持ちながら、自治体として独自の努力を求めます。高い保険料の軽減のため繰り入れを要求し、反対の討論いたします。

○議長 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは、第 92 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、南魚政策研究会を代表して賛成の立場で討論に参加いたします。平成 10 年からこの介護保険制度が施行されまして、平成 17 年、28 億円ほどの予算から新市、南魚沼市の介護保険特別会計が始まりました。10 年たった平成 27 年度の決算におきましては、歳出総額で当時の倍以上の 61 億 2,198 万円ということで、前年度に比べても 3,798 万円の増額となっております。細かい数字につきましては触れませんが、これは介護を必要とする方が増加していることのあらわれだということだと考えております。

また、平成 27 年度につきましては、第 6 期計画の最初の年であり、その計画の中で保険料の抑制に努めながら、介護ニーズに合ったサービスを提供し、一方で 1 万 6,000 人余の参加をみた筋力づくり教室、機能訓練事業、そして 2 万人に近い参加者のふれあいサロンなどの

介護予防にもきちんと取り組み、その成果も見取することができます。

先ほど前者は、この制度自体について納得できないというようなことで反対の意見を言っておりましたけれども、私は今ほど言いました、いろいろな成果、取り組み、このことについては市当局の担当それぞれが、介護を必要とする方々へ少しでもよいサービスを提供しようと努力していることだと考えますし、さらに介護を必要としない健康づくりに前向きに取り組んでいることと評価をいたします。

そんな理由から、またさらに一層市民のために奮闘、努力をしていただくことを期待し、全議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は新生市民クラブを代表しまして、第92号議案 平成27年度介護保険特別会計決算認定について賛成の立場で討論に参加いたします。今、前者のほうから詳細な部分を含めていろいろお話がありましたので、どうしようかなというふうなことを考えていたのですけれども、どうもこの会計に反対をする反対者につきましては、前の後期高齢者医療の関係もそうだったのですけれども、この市の取り組みでどうにもならない国政の部分をもって反対をしている発言が多いようであります。今後そういうところじゃなくて、この年度の市の取り組み状況も加味した中での討論ということも期待を込めまして、その部分からちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

介護保険制度につきましては、反対者が言うように、私も実態から——この部分は今回、言わなかったかもしれませんが——施設の不足の問題とか、介護職員が手が足りないとか、さらには介護サービスを受けたくても受けられないという実態があるというふうなことは、ある程度の認識は持っています。そこで、必要性和その負担を勘案しながら、3年ごとに計画的に、不満もあると思いますけれども、より多くの市民が安心できるような介護計画を立てながら、進めているわけでありまして、このことは当然、反対者も承知のことだというふうに思います。

その意味では、この前の第5期計画では、特養、ミニ特養などの要介護4、5の特に重い方々の施設の受け入れの対応を進めてきたわけでありまして、また、比較的、介護度が低い認知症などで、家族が大変な方々には、小規模多機能の施設の受け入れも広げるというようなことで進めてきました。第5期は計画どおりの施設整備が進みましたが、整備を進めれば負担も大きくなるのが、この制度であります。

そういう意味ではこの第6期の保険料基準月額、先ほどもちょっと話がありましたけれども、今、基準月額が5,813円でありますけれども、介護保険発足当時から比べれば、大分増えてしまったなという感は私もあります。なかなか個々の家族だけの負担では対応が難しくなった介護の問題を、介護の社会化ということで、社会全体で負担して支え合っていこうと

いうことで始まったわけでありますので、そういう覚悟は持っていなければならないことでもあるわけであります。しかし、今までの施設整備の状況と今後の利用の推移を想定し、また基準月額の伸びによるさらなる負担の増も考えた中で、この第6期計画は施設整備を含まない計画であるため、この基準月額が、6期3年、固定ですけれども、先ほど言いました金額に抑えられたわけでもあります。

ではこの6期計画の初年度、27年度の決算はどうであったかでありますけれども、私は残念ながら2点についてスムーズなスタートではなかったなという思いがあります。1つは施設整備はしない計画の中で1年を過ぎてみて、やはり特養の待機者は減らなかったわけでありまして、むしろ要介護3以上の待機は増えている実態もあります。長期的な見通しの中では、そう施設を増やせないという予測は間違っていないにしても、この6期計画の中での必要性からは、この方針でどうだったのかという部分がありました。しかし、この点は先ほどの基準月額との関連もありますので、簡単に結論が出ることではありませんけれどもそういう思いもあります。

あと1点が、要支援1、2の予防給付の一部が総合支援に移りますけれども、南魚沼市は県下に先駆けて先んじてこの取り組みを宣言いたしました。しかし、実際はそう簡単ではなく、この1年間はなかなかこの計画どおりには進まなかったようではありますが、この点は平成29年まで社会保険この6期中、3年間の中で計画的に進めればということでありましたので、この1年目のを2年、3年の中でカバーできるものだというふうに思いました。

ただ、これからさらに進む高齢化に対応するために、今後の介護保険の方向から最も考えなければならない在宅の体制についてでありますけれども、地域包括ケアシステムをどう構築していくかが、この6期計画の中で大きな課題であり、期待と不安もあるわけでありまして、6期計画の初年度でようやくその体制づくりが、医師を中心にしまして、そしてまた事務屋も当然含めまして、第一歩を進めたことは大きなことだというふうなことで評価しております。

平成27年度の決算に関しては、細かい数字的なことは言いませんけれども、決算書の隅々までチェックをさせていただきました。担当委員会も傍聴させていただいた中では、上記の不安材料以外は計画に沿った運営がされているものというふうに感じました。よって、審議過程やこういう中での質疑、意見をきちんとまた受け止めていただきながら、今後の特に第6期計画の残りの2年間の取り組みに生かしてもらうことを望みまして、平成27年度の介護保険特別会計決算認定については、賛成をしたいというふうに思いました。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する副委員長報告は認定です。第 92 号議案平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 92 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 93 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、本案に対する副委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 96 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 96 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する副委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 ここでお昼のため、休憩といたします。再開は 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 45 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 なお、2 番・塩川裕紀君から家事都合のため午後欠席の届けが出ておりま

すので、これを報告いたします。

○議 長 日程第 18、第 87 号議案 魚沼地域視聴覚教育協議会規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 87 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。地方自治法第 252 条の 6 の規定により、魚沼地域視聴覚教育協議会規約の一部を変更することについて議決を求めるものであります。

提案理由につきましては、次の第 88 号議案でご提案申し上げます、平成 29 年 5 月 31 日をもって解散する魚沼地域視聴覚教育協議会の事務を魚沼市が承継するため、廃止議決をいただく前に所要の改正を行うものでございます。

それでは変更の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案の 2 ページ、新旧対照表をごらんください。変更する内容は表右の現行の欄、附則 1、2 の次に 3 項として表左の改正案の下線部の「協議会の解散に伴い、魚沼市がその事務を継承する。」を加えるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則の施行期日につきましては、平成 29 年 5 月 31 日から施行するとしたいものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 魚沼地域視聴覚教育協議会規則の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 88 号議案 魚沼地域視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 88 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。魚沼地域視聴覚教育協

議会加盟4市町——小千谷市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町によって設けた当協議会の廃止につきまして、去る平成28年7月20日開催の魚沼地域視聴覚教育協議会におきまして、協議会の廃止について正式に承認され、廃止に伴う協議書等を書面で証するため、同意書を取り交わしました。つきましては、魚沼市地域視聴覚教育協議会におきまして、視聴覚教育に関する任務を平成29年5月31日限りで終了とするため、地方自治法第252条の6の規定により、平成29年5月31日をもって魚沼地域視聴覚教育協議会を廃止することについて議決を求めるものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第88号議案 魚沼地域視聴覚教育協議会の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第20、第105号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第105号議案 市道の認定についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の市道認定は、新規3路線を提案するものでございます。道路種別、起終点の地番、延長・幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。それでは議案資料の図面で説明させていただきます。

3ページをごらんください。図面番号1、路線名、東泉田団地線、延長255メートル、幅員3.5から6.5メートルでございます。当該路線は東泉田地内の道路で国道291号を起点とし、市道保々島東線を終点とする、地元行政区から要望のありました路線でございます。地域の生活道路であることから、認定をお願いするものでございます。

4ページをごらんください。図面番号2、路線名、天王町48号線、延長79メートル、幅員4から4.5メートルでございます。当該路線は、天王町地内の道路で、市道公園通り線を

起点とする地元行政区から要望のありました路線でございます。袋状路線ではありますが、市道認定に関する取り扱い要領における基準に合致することから、認定をお願いするものでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。図面番号3、路線名、天王町49号線、延長98メートル、幅員4.5メートルでございます。当該路線は天王町地内の道路で、市道天王町3号線を起点とする地元行政区から要望のありました路線でございます。当該路線も袋状路線ではありますが、市道認定に関する取り扱い要領における基準に合致することから認定をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第105号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、第106号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第106号議案についてご説明申し上げます。本案は、平成28年6月23日、浦佐5127番地付近において発生しました公用車の物損事故について、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項、第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

事故の概要につきましては、同日、午前10時45分ころ、県道下折立浦佐停車場線の国道17号浦佐バイパスとの交差点で、赤信号停車中の市マイクロバスに反対車線の路肩下で除草作業をしていた草刈用重機がはじき飛ばした石が、右側客席窓ガラスに当たり、破損したものであります。

議案をごらんください。1の和解並びに損害賠償の相手方は、草刈用重機の所有者であり

ます、南魚沼市穴地新田 402 番地、株式会社山田興業であります。2 の損害賠償の額は、対物賠償 50 万 634 円とするものであり、内訳につきましては、窓ガラスの修理代が 24 万 1,434 円、修理期間中の代車リース料が 25 万 9,200 円であります。3 の和解の要旨は、相手方が 2 の賠償額を支払うことで、以後本件に関する一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 106 号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 107 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 107 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。人権擁護委員の高橋文子さんは、平成 28 年 12 月 31 日をもって任期満了となります。引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

高橋さんは 1 期 3 年間、人権擁護委員としてご尽力いただきますとともに、長い保育士経験を有するなど人格識見とも優れた方であります。

なお、任期は平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 107 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 107 号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 23、第 110 号議案、新潟県市町村総合事務組規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 110 号議案 新潟県市町村総合事務組規約の変更についてご説明申し上げます。本案は当市が加入いたします新潟県市町村総合事務組より、平成 28 年 8 月 29 日付で規約変更に係る協議書の提出依頼があったもので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、規約の変更につきまして議会の議決をお願いするものであります。

規約変更の理由につきましては、構成団体であります、「加茂市・田上町消防衛生組合」の共同処理する事務に児童福祉法第 6 条の 3、第 13 項に規定する病児保育に関する事務を追加し、それに伴い名称を「加茂市・田上町消防衛生保育組合」に変更することと、加茂市・田上町消防衛生組合の非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務の共同処理事務への加入によるものであります。

変更の内容につきましては、3 ページ、新旧対照表で説明いたします。別表第 1 中、下線部分の現行の「加茂市・田上町消防衛生組合」を改正案の「加茂市・田上町消防衛生保育組合」に改めるものであります。

別表第 2 では 6 の項中、現行下線部に改正案下線部「加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え、同表 13 の項及び 14 の項中、下線部を改正案の「加茂市・田上町消防衛生保育組合」に改めるものであります。

1 ページ議案に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行するとしていたいものであります。以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 110 号議案 新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 110 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、発議第 5 号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 5 号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書の提出についてであります。地方自治法第 99 条の規定により内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙意見書を提出する内容でございます。

この議案については、総務文教委員会で全会一致で、また先ほどの本会議での議決もいただいたものでございます。それに伴うものでございます。提出者は、南魚沼市議会議員・岡村雅夫、賛成者、同・塩川裕紀、同・笛木 晶、同・塩谷寿雄、同・中沢俊一、同・阿部俊夫、同・樋口和人でございます。

内容については皆さんもうご承知だかと思っておりますけれども、若干の問題として、きょうの新潟日報に泉田県政の問題がありまして、水俣病の救済については、全国的というか、九州の水俣が問題なわけでありまして、そこから同じような事例が新潟県でもあるということで、いろいろ裁判等が行われてきました。その中で新潟県では特に取り組んでおりまして、これらの成果をまず県民で共有し、そして全国に波及していければというような内容ではないかと考えているところでございます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 5 号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関

する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第25、発議第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

鈴木一君。

○鈴木 一君 それではご説明します。発議第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてご説明いたします。本発議は請願第2号に基づく発議です。内容につきましては、皆様のお手元に配付のとおりですが、この免税制度は平成11年から認められているものであります。今までの経過の中では廃止の方向も出ましたが、市、県を通して国への意見書等の働きがあり継続となっていました。

新潟県はスキー場設置索道数が全国3位であり、新潟県、南魚沼市など関係市町村が先頭となり取り組むべき問題だと考えます。本市にとってスキー産業は農業と並ぶ基幹産業であり、地域経済、雇用に大きく貢献しています。スキー産業も平成4年をピークに減少しており、安定経営をしているスキー場、あるいは索道も少なくなりました。さらなる課税は経営を圧迫するものと考えます。この免税軽油制度の継続を求める内容の意見書です。皆様のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第26、発議第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校へ

の私学助成の充実を求める意見書の提出について説明を申し上げます。午前中の本会議において総務文教委員会の報告とは異なり、この陳情は採択すべきものと決まったことを受けての意見書の提出であります。この意見書は国に対するものと、新潟県に対するものと2通ございます。提出の理由については、午前中の討論の中でもかなり戦われたものでありますので、そのとおりであろうと思っておりますが、ここで少し現状と申しますか、ちょっとお話を聞いていただきたい部分は、うちの地域から長岡市、中越高校、帝京長岡高校に通う生徒がいるという中でありますけれども、中越高校は明治38年12月5日に始まった学校であります。現在普通科7クラス、特進コース1クラス、8クラス、320名が1学年の定員であります。経済格差という部分で、お金の部分について若干申し上げますと、入学時に入学金が13万7,550円であります。毎月3万9,300円、授業料については、本来4万2,000円ですが、就学支援金というのが支払われているということで、毎月2万4,200円あります。

また、帝京長岡高校は明治41年1月に始まったものであります。入学金は13万円、月2万9,000円あります。授業料は同じく就学支援金を受けていますので、毎月2万1,900円ということで、新規募集ということになります。帝京長岡高校については、普通科9クラス、360名の1学年の定員であります。特進コース、文理進学コース、アスリート進学コース、総合コースなどを2年次に選ぶという体系で行われております。また、各学校のホームページ等で調べましたけれども、公開されている在籍生徒数の中で、帝京長岡高校は、平成26年度、南魚沼市から37名が在籍をしており、湯沢町から9名が在籍をしているということになりました。

また、新潟市においては、新潟第一中学高校、中高一貫教育でありますけれども、こちらは授業料が年間30万円ということになりました。新潟明訓中学校高校これも中高一貫教育であります。入学金は18万円、授業料は29万4,000円ということになっております。一方県立高校はご承知と思っておりますけれども、入学料5,650円、授業料は11万8,800円ありますが、平成26年度から就学支援金制度によって、実質無料という状況が続いているわけありますので、提出者としては現状を説明させていただきました。終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、

私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 ちょっと休憩いたします。ちょっとお待ちいただけますか。

ここで休憩いたします。再開は2時ちょうどいたします。

〔午後1時36分〕

○議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

〔午後2時00分〕

○議 長 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

なお、今議会が井口市長最後の定例会となります。議会を代表して一言感謝の意を込めて謝辞を述べたいと思います。議会運営委員会でちょっと諮っていないのですけれども、そういったことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

それではそういったことでさせていただきます。

なお、秘書広報課並びに新潟日报社から写真撮影の許可願が出ておりますので、これを許します。

○議 長 それでは、議会を代表いたしまして、井口市長への謝辞の言葉を申し上げさせていただきます。平成16年11月、南魚沼市の誕生、そして初代市長に就任され、翌年塩沢が編入し新たな南魚沼市が誕生いたしました。合併3町の融和を第一に新市建設計画に基づくまちづくりに誠心誠意取り組み、3期12年間、災害に強いまちづくりを目指し、医療福祉、産業、教育環境を充実させ、生涯を地域で完結できる市政の実現に全力で取り組んでいただきました。合併後、財政状況の急激な悪化を受け、みずから率先して職員、市民一体となり財政健全化に取り組み、目標を上回る成果を上げ危機を脱したところ

でございます。

そして 20 年、30 年先を見据えて南魚沼市の骨格づくりに取り組み、大原運動公園、えきまえ図書館、市民病院などなど、6 万市民のために大きな成果を上げていただきました。また、南魚沼市の誕生直前に発生した中越大震災に始まり、平成 19 年の中越沖地震、また 4 回の豪雪災害、さらには平成 23 年の東日本大震災、そして忘れられない新潟・福島豪雨災害では、人的被害は少なかったものの、建物被害、農地被害は甚大でありました。まさに就任以来災害との戦いであり、不眠不休で対応していただき、災害を最小限に食いどめ、市民の生命財産を守っていただきました。

昭和 56 年から 5 期、六日町議会議員、そして六日町長、さらに 3 期 12 年間、南魚沼市長として人生そのものが議員、政治でありました。365 日、常に町民、市民のため家庭を顧みず、決断と実行を政治信条として邁進し、市政発展のために貢献をしていただきました。

リーダー、特に市長は常に孤独であります。それを支えるのが家族、特に奥様であります。奥様の支えは何物にもかえられません。今後は市長が奥様をしっかりと支えていただき、感謝をしながら二人三脚で新たなスタートを切っていただきたいと思います。任期は 11 月 27 日まで、まだ 2 か月でございます。志のある次の市長に井口市長の全てを引き継ぎ、そしてさらなる南魚沼市の発展のため、引き続きご指導ご鞭撻をお願いし、12 年間のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、今までの功績に最大限の敬意を表し、言葉足らずではありますが、御礼の言葉、謝辞の言葉といたします。12 年間大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 ここで井口市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 議会の皆様とは、この公式の間では今定例議会が最後となりますので、一言皆様方に御礼も含めご挨拶を申し上げさせていただきます。ただいまは議長より過分なるお言葉を頂戴し、大変恐縮いたしているところでもあります、今ほど議長からおっしゃっていただきましたように、顧みますと私の町議時代、あるいは町長時代は別にいたしまして、平成 16 年 11 月、合併によります南魚沼市誕生に伴い、12 年という長きにわたり市政を担わせていただきました。この間、大変優秀な職員、そして志高き議会議員の皆様方に恵まれ、大変ありがたく思っておりますが、この間大過なく今日を迎えることができました。まずもって皆様方に心より御礼を申し上げますところでもあります。本当にありがとうございました。

特に議会議員の皆様方には、私の人格形成の至らなさ、ここから端を発します礼を失した言動の数々、これらを思い起こすときに、まさに私は汗顔の至りであります。この場をお借りいたしまして、改めて心より皆さん方におわびを申し上げますとともに、皆様方からはそれにもかかわらず、今日までこうしてご支援をいただきましたことに感謝申し上げます。

るところであります。

そして先ほど触れました、この場が議会の皆様方との公式の場での最後となるということ、まさに万感胸に迫るものを禁じ得ないところであります。

私は合併以来、同じ南魚沼郡の旧3町でございましたけれども、このこととは別にいたしまして、やはり旧町ごとの歴史、文化、これらさまざまな面での旧町独特の考え方、これらが存在いたしておりましたことを痛感し、それぞれ旧町の皆さん方の尊厳を尊重しつつ、融和融合を図っていかなければならない。そういう思いの中からもってそのことに腐心しつつ、旧町それぞれの思い、あるいは願いが凝縮されました新市建設計画の着実な実行こそが、私に課せられた最大の使命であると、これを心に誓いまして、そしてさらにその上に新生南魚沼市発展の礎を築かなければならない。こういう思いで12年間、自分なりに誠心誠意この重責を担ってまいったつもりであります。

幸いにも冒頭申し上げましたように、市民の皆さん、そして議員各位、あるいは職員からもおおむねのご理解とご協力を賜り、今にして思えばですけれども、最低限の課題は克服できた、こういうことを思っているところであります。しかし、常に申し上げておりますように、政治家の評価は棺を蓋うてからでありまして、これらの部分につきましては、まさに後世にその評価を委ねなければならないと思っております。

12年間の思いをここで語れば、枚挙にいとまがありませんけれども、そのことはやはりこの場にふさわしいものではございませんので、2か月後、一市民になってからに譲ってまいりたいと思っております。残されたあと2か月強でありますけれども、これは当然全力で努力いたします。これは皆様方にまた改めて申し上げるところであります。それは別にいたしまして、今日までお支えいただきました議会議員の皆様方に、衷心よりの感謝、そして御礼を申し上げ、退職の言葉とさせていただきたいと思っております。皆さんには大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 これをもって、平成28年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

〔午後2時10分〕